

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年12月2日

秋田県監査委員 大野 忠右エ門  
秋田県監査委員 三 浦 英 一  
秋田県監査委員 石 塚 博 史  
秋田県監査委員 中 嶋 定 雄  
財 一 198  
平成28年11月11日

秋田県監査委員 大野 忠右エ門  
秋田県監査委員 三 浦 英 一  
秋田県監査委員 石 塚 博 史 様  
秋田県監査委員 中 嶋 定 雄

秋田県知事 佐 竹 敬 久

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

※以下別紙のとおり

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措置の内容
<p>1. 下水道事業の計画</p> <p>(1) 流域下水道事業に係る計画</p> <p>【指摘事項1】流域別下水道経営計画と事業計画との不整合について（41頁・2頁）</p> <p>臨海処理区分の維持管理費、元利償還費、維持管理負担金（維持管理費分＋元利償還費分）について、事業計画変更年度である平成23年度時点における流域別下水道経営計画と事業計画の数値を照合したところ、数字が相違していた。</p> <p>流域別下水道経営計画も事業計画も、具体的な計画数値を表したものであり、維持管理費、元利償還費、維持管理費負担金などの両方で共通する数値は整合していなくてはならない（一致しない場合はその理由を合理的に説明できなければならない）。</p> <p>なお、今後、事業計画は、「事業管理計画」と名称を変更して、流域別下水道経営計画で記載した各事業年度の管理運営費とあわせて歳入と歳出の見込額等を記載する予定とのことなので、各計画間の数字の整合性を確保し、適切な事業計画とするよう、チェックの仕組みを構築する必要がある。</p> <p>【意見1】事業全体の収支計画の策定について（43頁・3頁）</p> <p>現在、流域別下水道経営計画は策定されているものの、下水道事業特別会計の全体像を示した収支計画は策定されていない。したがって、事業全体の収支計画が不明であり、特別会計全体として、中長期的に持続的な経営がなされているかどうかを判断するツールがない状態である。</p> <p>事業全体の収益や経費について達成状況を点検し、計画どおりに経営できていない状況に陥ればその原因分析をした上で次の施策につなげるといったPDCAサイクルを実行に移す前提として、事業全体の収支計画を策定することが望ましい。</p> <p>【意見2】経営指標による目標管理について（43頁・3頁）</p> <p>市町村が下水道事業を進めるに当たっては、普及率、接続率（水洗化率）、経費回収率に数値目標を定め、目標管理することが一般的であり、「あきた循環のみず推進計画」でも各市町村のこれらの経営指標にかかる数値目標が示されている。一方、県が事業を進めていく上で目標管理する経営指標（目標数値）は示されていない。</p> <p>その理由は、市町村が実施する公共下水道事業等は市町村の経営努力等により普及率、接続率（水洗化率）、経費回収率をコントロールできるのに対して、県が実施する流域下水道事業は、既に幹線管渠の整備が終わった現状において、接続率の向上は各市町村が流域下水道に接続してくれるかで決まるものであること、経費回収率の上昇は処理区ごとに市町村と相対で負担金単価を決める仕組みの中で決まるものであることから、いずれの指標も県の経営努力</p>	<p>(対応予定：下水道課)</p> <p>今後、事業計画を整備主体の計画から管理を含めた計画とする予定であり、平成29年度までに経営計画との数値整合を図っていく。</p> <p>(対応予定：下水道課)</p> <p>平成32年度からの公営企業会計の適用を念頭に置きながら、平成30年度の経営計画改定作業に向け、事業全体の収支計画の策定について、今後検討していく。</p> <p>(対応予定：下水道課)</p> <p>平成32年度からの公営企業会計の適用を念頭に置きながら、平成30年度の経営計画改定作業に向け、他県の事例を調査研究するなど、順次検討していく。</p>

だけではコントロールできず、目標管理するものとして適していないからである。

しかし、県が流域別下水道経営計画や事業計画を確実に遂行するためには、負担金単価を決定するに際し前提条件とした、歳出総額、流入水量の中長期的な見込みを確実に達成する必要があり、経営指標による目標管理をしなくてよいことにはならない。

事業の持続可能性を確実にするためにも、計画と整合した経営指標による目標管理を実施し、あわせて、事業進捗度合いを公表することにより住民からのモニタリングを受けることで、事業の確実な推進を図ることが望ましい。

## (2) 人材育成計画

【意見3】今後の人材育成プログラムの策定について  
(45頁・4頁)

県の職員は、市町村に対して助言・指導する立場でもあり、人材育成は重要であるとの認識を強く持つべきであり、今後の事業運営の難易度の上昇に備えるためにも職員のスキル・アップを目指し、人材育成に力を入れていかなくてはならない。

現在、後進育成のための育成プログラムが策定されていないため、まずはこれを策定した上で、計画的に、着実な実行を図ることが望ましい。

県としても、下水道事業団に職員を派遣しての研修会、市町村と県の職員を集めての勉強会を必要に応じて実施しているところであるが、実効性のある職員のスキル・アップのためには例えば、経験の浅い職員が経験を多く積んだ熟練職員について実践経験をより多く積ませるといった対応も進めるべきである。

(対応予定：下水道課)

これまでも県・市町村合同の研修会の実施、外部研修会への参加、経験豊富な職員による指導等により人材育成に努めているところではあるが、今後の人材育成プログラムの策定については、平成32年度からの公営企業会計への移行作業の中で検討していく。

## 2. 収入に係る財務事務

### (1) 負担金単価の水準の決定

【意見4】目標とする累積赤字の解消期間について  
(50頁・4頁)

県は、累積赤字の解消期間を、公的資金の償還年数を踏まえて30年として設定している。

流域下水道事業における負担金は、受益者負担としての性格を持つものであり、ここでいう受益とは、借金の償還ではなく、施設の利用（サービス・便益の享受）であることを踏まえると、累積赤字の解消期間としてより合理的なのは、借金の償還年数ではなく、施設の耐用年数である。

借金の償還年数より施設の耐用年数の方が長い場合において、償還年数をベースに負担金単価水準を決定する方法は、償還終了時までには高負担、償還終了後耐用年数到来時までには低負担となり、負担金の平準化ひいては受益の適正化が図られにくい。累積赤字の解消期間を施設の耐用年数とすることで、この問題が解消され、受益者負担の一層の平準化が図られる。

現在、県では、流域下水道事業の法適化に向けた取組みを始めたところであり、これに合わせる形で、あるべき負担金の単価水準のあり方を検討することが望ましい。

【意見5】累積黒字の取扱いについて (56頁・4頁)

(対応予定：下水道課)

平成32年度からの公営企業会計の適用を念頭に置きながら、平成30年度の経営計画改定作業に向け、他県の事例や累積赤字の解消期間を変更した場合の影響を調査研究するなど、順次検討していく。

(対応予定：下水道課)

臨海処理区及び横手処理区は、平成25年度現在で累積黒字が生じている。

臨海処理区では負担金単価の水準を引き下げ、意図的に単年度赤字を発生させることで累積黒字を市町村に還元することとし、横手処理区では次の負担金見直しのタイミングが到来するまでの過渡期的な処理として一般会計に繰り出すことで収支均衡を図っている。

しかし、今後、流域下水道事業は、長寿命化による改修費用や、施設の更新時期の到来により多額の更新費用を要することが確実であり、累積黒字を意図的に短期間で解消させる必要はない。

累積黒字が生じた場合、臨海処理区のように単年度赤字を発生させて短期的に解消する、つまり、累積黒字を経常的な維持管理費に充当することで市町村還元を図るのではなく、中長期的な更新費用に充当することで市町村還元を図ることが、負担金平準化の観点からも財政健全化の観点からも望ましい。

また、当該累積黒字は、受益者負担に基づく市町村からの負担金を原資として発生したものであるため、受益者に適切に還元されなければならない。したがって、横手処理区のような一般会計への繰出し処理はやめ、特別会計内で基金として処理区ごとにプールしておくことが望ましい。

この場合、基金額が過度に多額にならないよう、将来必要と考えられる改修費用や更新費用を織り込んだ形での中長期間に渡って収入・支出が均衡する水準で負担金単価を設定し、それ以上の負担金を徴収することのないよう留意する必要がある。

【意見6】累積赤字を抱える処理区における累積赤字解消目標年次について（61頁・5頁）

累積赤字を抱える処理区における累積赤字解消年次について、大曲処理区と鹿角処理区が「供用開始から35年目」となっているのに対して、大館処理区は「供用開始から30年目」となっていて統一されていない。

処理区によって期間が異なることは公平性の観点から問題があること、市町村の今後の経営状況によってはなし崩し的に累積赤字解消期間が長期化する懸念もあることから、統一することが望ましい。

【意見7】中長期的な視点での負担金水準の平準化について（62頁・5頁）

累積赤字が解消された後の単価水準は、ピーク時の負担金単価水準と比べると、事業開始して間もない鹿角処理区を除いて、いずれの処理区も40%～60%引き下げられた水準であり、また、累積赤字解消直前の単価水準と比べても21%～47%の水準で大幅に引き下げられている。

インフラ施設の利用料金は、中長期的には平準化されることが望ましく、乱高下することは好ましくない。また、早期に接続した市町村と遅れて接続した市町村とで各市町村の受益の量は年度によって変わらないにもかかわらず負担水準が違うこと、あるいは、同じ市町村の中でも第一世代の負担が高く第二世代以降の負担が低いことは、適正な受益者負担の観点からも適当ではない。したがって、流域

平成32年度からの公営企業会計の適用を念頭に置きながら、平成30年度の経営計画改定作業に向け、他県の事例や累積黒字の取り扱いを変更した場合の影響を調査研究するなど、順次検討していく。

（対応予定：下水道課）

平成32年度からの公営企業会計の適用を念頭に置きながら、平成30年度の経営計画改定作業に向け、他県の事例や累積赤字解消目標年次を変更した場合の影響を調査研究するなど、順次検討していく。

（対応予定：下水道課）

平成32年度からの公営企業会計の適用を念頭に置きながら、平成30年度の経営計画改定作業に向け、他県の事例や負担金単価水準を平準化した場合の影響を調査研究するなど、順次検討していく。

下水道事業の負担金単価も、処理区ごとによる差異は地域差として許容されるが、年度による差異は可能な限り発生させないように、中長期的に平準化を図ることが求められるものとする。

接続率の低い供用開始当初において、負担金単価が多少高くなるのは止むを得ないが、累積赤字を解消したとたんに、一気に4割以上も負担金水準が下がる現在の仕組みは、負担金水準の平準化の観点からは望ましくない。むしろ、累積赤字の解消の目標期間を今より延ばした上で、中長期的な負担金水準の平準化を図るべきである。

【意見8】負担金単価の見直し期間の短縮について  
(63頁・6頁)

現在の負担金単価の適用期間(財政計画期間)は、全ての処理区で平成26年度～平成30年度の5年間であるが、他の流域下水道事業をみると、負担金単価の見直し期間は3年としている県が最も多く、全体の4割を占める。秋田県が属する「5年」も、2割程度の県が採用しており、必ずしも秋田県が他県と比べて長いというわけではないが、「5年」での見直しは単価設定期間としては最も長いものである。負担金単価の設定に当たっては、中長期的な将来の方向性を決める場合には中長期的な負担平準化の視点を持つべきだが、一方で、足元の直近の状況を反映した負担金単価とすることで、累積赤字・累積黒字の発生をコントロールしていく必要もある。

他県の流域下水道事業における事例も踏まえて、負担金単価見直し期間を3年とすることを検討することが望ましい。

(対応予定：下水道課)

平成32年度からの公営企業会計の適用を念頭に置きながら、平成30年度の経営計画改定作業に向け、他県の事例や負担金単価の見直し期間を変更した場合の影響を調査研究するなど、順次検討していく。

3. 固定資産管理に係る財務事務

(1) 台帳作成の関連法令等

【指摘事項2】建物の登記漏れについて(66頁・7頁)

公有財産台帳の作成要領に相当する秋田県財務規則の335条3項に、「建物にあつては登記事項証明書、位置図、配置図及び平面図を、その他の公有財産にあつては図面を添付しておかなければならない。」との記載があり、建物も登記することが必要と解されるが、秋田県では、「地方公共団体が所有する建物について、表示に関する登記の申請義務が課されていないため、表示登記がないとしても違法状態にあるとはいえない」との「国政モニターの声に対する回答(法務省)」を理由に建物の登記をしていない。

しかし、「国政モニターの声に対する回答」は、登記しないことが違法ではないことを述べた国の見解に当たるが、これは違法な状態ではないことに言及したものであって、登記すること自体を妨げるものではない。秋田県財務規則で、明確に登記事項証明書の添付を義務付けている以上、当規則に基づき、登記すべきである。

なお、仮に上記「国政モニターの声に対する回答」に基づき、建物を登記しない場合には、「資産台帳」の作成要領を別途作成すべきと考える。

(2) 秋田県の下水道台帳の整備状況

【指摘事項9】固定資産の機器番号による管理について

(対応予定：下水道課)

平成32年度からの公営企業会計の適用に向けて、平成28年度から固定資産の調査・評価作業を行うこととしており、その過程において検討を進めていく。

(対応予定：下水道課)

(82頁・10頁)

県では、機器番号による管理がなされていないが、一方で、同一資産が複数存在する場合には『No. 1〇〇』といったように機器名称の先頭にNo.を付して対応している。この場合、仮に1台しか保有していなかった固定資産を追加でもう1台取得した場合、追加で取得した資産には『No. 2〇〇』として台帳に記載することになるが、既存の資産についても、それまでNo.を付していないことから、台帳上、機器名称の先頭にNo.を振る必要が生じ、台帳の更新作業が煩雑となる。また、そのような煩雑な作業に起因し、台帳の更新漏れのリスク又は実物の名称更新漏れのリスクが機器番号により管理した場合に比べて、相対的に高いことが考えられる。

したがって、そのようなリスクを低減するために、機器番号による管理を実施すべきである。

【意見9】下水道台帳のデータ集約化とシステム化について(83頁・11頁)

現状、維持管理計画や投資計画の策定の際に台帳データは用いられていない。その理由として、下水道台帳に全ての資産情報が集約されていない点とシステムによるデータ管理がなされていない点が挙げられる。

全ての下水道財産を、経営を直接担う建設部が適宜適切に把握していない状況は、安定したサービスの供給を阻害する要因になり得る。

また、システムによるデータ管理がなされていない点については、「管路台帳」及び「資産台帳」が紙原簿により管理されていることから、登録内容の変更等の更新作業における作業時間や頻度等及び台帳情報を活用した現状把握分析、将来予測等のデータ分析作業における作業時間や深度等について、システム上でデータ管理した場合に比べ、非効率ないし制約があると考えられる。

より効果的かつ効率的な台帳管理及び情報の利活用へつなげるために、管轄部署を一元化し、情報集約化を進めるとともに、下水道台帳のシステム化を図るべきである。

なお、管轄部署の一元化及び下水道台帳のシステム化により、一時的なコスト増及び人的資源の不足が想定されるが、今後、想定される公営企業法の法適用化と併せて実施することで、作業負荷を削減できると考える。

### (3) 設備投資計画

【意見10】設備投資計画の精緻化について(86頁・11頁)

長寿命化計画は、下水道台帳ではなく、過年度の建設改良費等の歳出合計に基づき作成されている。したがって、個別の資産ごとに耐用年数に応じた更新投資等の詳細な投資計画を策定できていない。

秋田県では、公共施設等総合管理計画を策定するにあたり、改築更新費のシミュレーションを実施しており、設備投資計画も当該シミュレーションに即したものであることから、必要な更新投資は行われているものと推察されるが、当該シミュレーションは電気・機械及び土木・建築の2種別で実施されたものであるため、より適切に更新投資を行う上では、個別の資産ごとに耐用年数を勘案した設備投資

平成32年度からの公営企業会計の適用に向けて、平成28年度から固定資産の調査・評価作業を行うこととしており、その過程において検討を進めていく。

(対応予定：下水道課)

平成32年度からの公営企業会計の適用に向け、平成31年度に新たな事務手続・会計システムを構築することとしており、その準備作業の過程において順次検討していく。

(対応予定：下水道課)

平成32年度からの公営企業会計の適用に向けて、平成28年度から固定資産の調査・評価作業を行うこととしており、その過程において検討を進めていく。

計画を作成する必要がある。

今後、地方公営企業法が適用されることで、台帳整備に加え、適切な減価償却計算が行われることになり、固定資産の老朽化度を把握することが可能になる。当該固定資産の老朽化に係る情報に基づき、設備投資計画を策定することで、より実効性の高い設備投資を実施することが可能になるものと考ええる。

#### (4) 未利用財産

【意見11】未利用資産の把握の状況について(88頁・11頁)

下水道台帳は「管路台帳」、「設備台帳」、「資産台帳」の3台帳から構成されるが、稼働状況に関する情報が記載された台帳は「設備台帳」のみである。また、その「設備台帳」も、【指摘事項7④】に記載したとおり、稼働状況の情報の整理が不完全であり、現状、未利用資産の把握が適切に行われているとはいえない。

まずは、設備以外の資産については、未利用資産の有無を把握するとともに、未利用資産の一覧表を作成すべきである。

なお、設備について、台帳を適切に整備することで稼働状況を把握できることから、稼働状況に係る情報を整理し、台帳を適切に整備する必要があるのは【指摘事項7④】のとおりである。

加えて、稼働状況を確認するため、現物確認(実査)を定期的実施すべきである。

【意見12】未利用資産の活用について(88頁・12頁)

未利用地の今後の活用方法として、流域下水道処理施設への生活排水処理機能の集約化を進めており、それに伴う処理場の新設及び当初計画では流域下水道処理区域以外であった区域の汚水処理のための施設や汚泥の広域共同処理施設の新設の際に活用することを計画している。

ただし、当該計画を実行した場合であっても未利用地の全てを活用するには至らないため、引き続き、未利用地の活用方法を検討する必要がある。

(対応予定：下水道課)

平成32年度からの公営企業会計の適用に向けて、平成28年度から固定資産の調査・評価作業を行うこととしており、その過程において検討を進めていく。

(対応予定：下水道課)

現在「あきた循環のみず推進計画」に基づき生活排水処理の広域共同化を進めており、その中で必要となる施設規模を見極めた上で未利用地の活用方法を検討していく。

### 5. 十和田湖特定環境保全公共下水道事業の状況

#### (2) 計画の策定状況

【指摘事項10】十和田湖特定環境保全公共下水道事業に係る経営計画の策定について(111頁・15頁)

当事業は、毎年度1億円程度の赤字が計上され続け(かつ、将来にわたって継続する)、一般会計からの繰入で賄い続ける状況である。

この状況を打開するためには、①十和田湖の観光施策を振興し、観光客を誘致することで大口先であるホテル・旅館からの有収水量を引き上げる、②使用料単価(特に経営に重要な影響を与える大口先の使用料単価)を見直す、③公共下水道が敷設されている小坂町に一部の負担を求める(現在は小坂町の負担はゼロであり、全て県の負担)などの手法が考えられる。②の使用料単価の見直しについては、これまでも下水道課内では検討がされてきたが、大口先の経営状況も芳しくないこともあり、実現に至っていない。

今後の事業の継続性を図る上で、現実に生じ続け今後も

(対応予定：下水道課)

十和田湖特定環境保全公共下水道事業についても平成32年度から公営企業会計を適用する方針としたことから、平成32年度中の経営計画策定に向けて作業を進めている。

拡大が見込まれる赤字の補填を誰がどのようにして負担するのかを検討するとともに、仮に、今後も継続的に一般会計からの繰入で負担する（つまり、県民全体の税金で賄う）のであれば、十和田湖特定環境保全公共下水道事業の経営計画を策定し、中長期的に、その財政負担がどの程度であるかを明らかにしておく必要がある。

平成27年度包括外部監査（基金の運営と管理に係る財務事務）

<p>事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要</p>	<p>措置状況：担当課 措置の内容</p>
<p>1. 秋田県における基金の概要</p> <p>【意見1】基金の重複や役割見直し等の継続的モニタリングについて（9頁・2頁）</p> <p>県全体の基金のあり方については、平成21年度以前には、県の財源対策のために基金全体を俯瞰しての横断チェックをしたことがあるとのことであるが、現在は特にどこの所管課においても基金全体の管理をしているわけではなく、統廃合や重複の検討が十分になされているとは言い難い状況である。</p> <p>個別の基金のモニタリングのみならず、県全体の財政の効率化を図り、限られた財源を有効活用していくためにも、一時的なものではなく、基金全体を俯瞰しての横断チェック・モニタリングを経常的に実施する体制を整えることが望ましい。</p>	<p>（対応済み：財政課）</p> <p>各基金のあり方については、毎年度の当初予算編成の過程において、当該年度の積立て・取崩しに係る予算の精査とあわせ、残高の推移や将来の執行見込み、基金存続の必要性、基金充当範囲の変更の可否など、効果的な活用について多面的な検討を加えており、継続的なチェックが行われている。</p>
<p>2. 基金の財務事務に係る全般的事項</p> <p>（1）基金の運用先</p> <p>【意見2】基金の使用見込みに応じた運用期間の設定について（18頁・2頁）</p> <p>会計課は、基金所管課から提出される運用計画を元に、全基金分の運用を行う。監査において、すべての基金に係る平成27年度運用計画を確認したところ、「1年を超えた期間運用が可能な額」に記載があったのは、「秋田県地域おこし支援基金」の20百万円、「秋田県中山間地域土地改良施設等保全基金」の790百万円、「秋田県芸術文化振興基金」の260百万円のみであり、当該3基金しか中長期運用を行っていない。</p> <p>債券ではなく、定期預金で運用することが結果的に合理的な結果を生んでいるわけであるが、同じ定期預金の中でも、1年もの、2年もの、5年ものの順に金利水準が高くなるため、当面使用しない基金は2年以上の運用を行うべきである。</p> <p>この点、以下の基金については、これまでの使用実績や今後の使用予定に鑑みると、中長期運用が可能と考えられる。</p> <p>① 秋田県芸術文化振興基金</p> <p>当基金は、毎年度の取崩額が基金残高の約50分の1程度と少額であり、今後の明確な使用予定がないことから、基金残高の大半の約10億円は中長期運用が可能と考える。</p> <p>② 秋田県南部老人福祉総合エリア老人専用マンション基金</p> <p>当基金は、入居者からの入居一時金を財源とするが、基金残高約3億円のうちほとんどは返還の必要がない。従来は返還を想定して四半期（3ヶ月）ごとの運用を行っていたが、今後はより長い期間の運用が可能と考える。</p> <p>ただし、老人専用マンションの今後のあり方を検討する時期に来ており、その結果によっては速やかに取崩しが必要になる可能性もある。</p>	<p>（対応済み：文化振興課）</p> <p>基金残高のうち9億円については、平成28年3月31日から預入期間2年間の大口定期により運用を開始している。</p> <p>（対応困難：長寿社会課）</p> <p>平成28年度から返還の必要がない基金残高については、四半期（3ヶ月）ごとの運用ではなく、1年間の運用を行うこととした。</p> <p>なお、老人専用マンションの今後のあり方を検討する中で、平成28年度中にも基金の取崩しが必要となる可能性があることを考慮すると、2年間以上の長期運用を行う</p>

### ③ 秋田県環境保全基金

当基金は、毎年度概ね2千万円を限度に取崩しを実施することから、基金残高のうちの約3億円は中長期運用が可能と考える。

### ④ 秋田県美術品取得基金

現在、美術品の新規取得を計画しておらず、収集方針に合致した美術品が市場に出回った場合のみ取得する方針としている。また、収蔵庫の最大保管能力に近い水準まで作品が集まっており、これ以上の大規模な収集は行われな。さらに、過去の取得実績では、取得価額は秋田県立近代美術館設立時に取得した3億円のロダン「青銅時代」を除けば、1億円を超えるものはない。

以上により、年間を通して預金として保有する必要がある基金は多く見積もって1億円程度であり、預金5億円のうち4億円は中長期運用が可能と考える。

以上の基金について、直近の運用計画を査閲すると、基金残高すべてが「1年間の運用が可能な額」欄に記載されており、「1年を超えた期間運用が可能な額」の欄は0円となっていた。会計課では、当該運用計画のこれらの欄を確認の上、運用方法や運用形態を決定することから、このように基金残高すべてが「1年間の運用が可能な額」欄に記載されていた場合、基金の全額が短期運用に充てられることになる。

結果として、本来利率の高い中長期運用ができた基金を低い利率で短期運用したことになり、不利な選択をした結果となっている。今後は、基金所管課から提出される運用計画の精度を向上させるように会計課から基金所管課への指導を徹底し、一層効果的な運用を図る必要がある。具体的には、1年以内に取崩しが見込まれない額については、運用計画に、「1年を超えた期間運用が可能な額」の欄への記載を基金所管課に徹底させるべきと考える。

#### (2) 基金の条例の記載事項

##### 【指摘事項1】運用基金の処理規定について(20頁・4頁)

基金の運用から生じる収益(受取利息)は、果実が元本から発生することを踏まえると、それが生じた基金に属するものと考えられる(定額の資金を運用するための基金である定額運用基金を除く。)。運用益金を基金に繰り入れる場合には、条例に、運用益金の処理に係る事項を定めておく必要がある。

この点、基金に係る条例を横断的に検討したところ、「秋田県社会福祉施設職員福利基金条例」にはその条項がなかった。実務上は、他の基金と同様に、運用益金は一般会計歳入歳出予算に計上された後に基金に繰り入れられている。

「秋田県社会福祉施設職員福利基金」についても、他の

ことは困難と考えている。

#### (対応済み：環境管理課)

運用期間について、平成27年度末の基金残高368,502,360円のうち、308,502,360円を平成31年3月29日満期の約3年間、40,000,000円を平成30年3月30日満期の約2年間、20,000,000円を平成29年3月31日満期の1年間として、平成28年3月31日に運用を開始している。

#### (対応予定：生涯学習課)

平成29年度の運用から、基金総額のうち1億円は1年運用とし、残額は中長期での運用を予定している。

#### (対応済み：会計課)

従来から基金所管課より提出される基金運用計画に基づき、運用期間を設定している。平成28年3月以降は、運用計画の精度が向上するよう、中長期の運用期間をより具体的に記載できるよう様式を改めた。今後も、所管課の意向を確認しながら、それぞれの基金にとって適切な運用期間を設定していく。

#### (対応済み：福祉政策課)

県議会平成28年第1回定例会6月議会において「秋田県社会福祉施設職員福利基金条例」の一部を改正し、運用益金を基金に繰り入れる旨の条項を追加した。

基金と同様に、条例に運用益金の処理に係る事項を定めるべきである。

### 3. 各基金に関する事項

#### (1) 秋田県地域活性化対策基金

【意見3】基金の処分(使用)に係る管理について  
(39頁・4頁)

当基金は、県内各地域の活性化に資する事業に充てる資金として、その対象事業は非常に幅広い。特に、未来づくり協働プログラム以外の事業としては、主要なものとしては、前掲した、官民共同による脱少子化あきた総合推進対策事業、国民文化祭推進事業、スポーツ王国創生事業、企業立地促進事業、住宅リフォーム推進事業、住宅リフォーム緊急支援事業、安全安心リフォーム推進事業、高等学校等整備事業があるが、このほかにも、結婚支援事業(企画振興部)、がん検診推進事業(健康福祉部)、あきた安全安心住まい推進事業(生活環境部)、英語コミュニケーション能力育成事業(教育委員会)など、様々な部局の様々な事業に対して基金を取り崩して充当している。

基金の設置目的は地域活性化対策である。基金の充当事業が本当に地域活性化に資するものなのかは予算編成プロセスにおいて各事業ごとに査閲されており、また、事業評価等の対象にもなっている。

どの地域活性化事業に対してどの程度当基金を充当するかは、税、補助、起債などあらゆる財源捻出の可能性を検討する中で決定される。このため、明確な充当方針(基金の取崩し方針)はなく、また、多様な事業に対して活用していく当基金の目的に照らしても明確な取崩し方針を持つことは難しいともいえる。

こうしたことから、基金の性質も踏まえつつ、財政状況を勘案しながら、今後も適切に管理する必要がある。

#### (2) 災害救助基金

【意見4】備蓄物資の棚卸ルールの策定について  
(48頁・5頁)

備蓄物資は、その残数量が実際に確保されているかどうか、使用可能な状態で保存されているかの2点を確認するために、一定の期間において棚卸を実施する必要がある。しかし、秋田県では、たとえば年度末など定期的に棚卸を行う等のルールを定めておらず、職員が付近に立ち寄った際に棚卸を行う方法によっている。総合防災課の説明によると、少なくとも各倉庫につき3ヶ月に一度程度は棚卸を行っているとのことであるが、これでは倉庫によっては長期間棚卸が行われない可能性もある。備蓄物資は東日本大震災直後の平成23年度に大量に購入し、消費期限が5年間のものが多いため、平成28年度に消費期限を迎える物資が多い。そのため、平成27年度以降は災害がない状態でも新規購入、防災訓練イベントへの提供、防災教育派遣事業への提供、倉庫間の移動などにより、少なくとも1ヶ月で数回の異動があるため、定期的な棚卸の必要性はある。

また、棚卸の方法は特に定まっておらず、棚卸の実施記録も残されていない。これでは棚卸の方法が標準化されず、担当する職員によって棚卸の精度に差が出るおそれがある。

(対応済み：財政課)

秋田県地域活性化対策基金の処分(使用)については、予算編成過程において、地域活性化に資する事業かどうか、他の財源の充当ができないか、を精査した上で対象事業を決定している。今後も、基金の目的・趣旨に適う事業について、時々の財政状況を踏まえながら、適切に充当していく。

(対応済み：総合防災課)

備蓄物資の棚卸実施及び棚卸のルール化については、平成27年度に、年度末を含めて、今後、年に2回定期的に実施する方針とした。

平成27年度末は8箇所の倉庫全てにおいて棚卸を2回実施し、基金の残高が保たれていること、物資が利用可能な状況にあることを確認した。

棚卸の実施方法及び記録化については、職員ごとに点検項目、内容等に差異が出ないように、平成27年度に点検チェックシートを作成し、当該シートに基づいた棚卸の実施と記録の保管を行っている。

したがって、備蓄物資の棚卸ルールを定めた上で、定期的  
にすべての倉庫の備蓄物資を棚卸し、基金の残高が保たれ  
ていること、常に利用可能な状況にあることを確認すべき  
である。そして、棚卸の方法をマニュアル化して職員ごと  
に棚卸の精度に差が出ないようにすること、棚卸実施結果  
を記録に残すことで数量管理を適切に実施することが望ま  
れる。

【意見5】備蓄物資の期限別管理について（49頁・5頁）

備蓄物資の台帳には、各備蓄物資の消費期限が明記され  
ていない。総合防災課の説明によると、棚卸の際に目視で  
備蓄物資に記載された消費期限を確認し、消費期限切れが  
起きていないことを確認しているとのことである。しかし、  
この方法では、網羅的に確認することができないし、人為  
的ミスが発生する可能性が高い。台帳に消費期限を記載し  
一元管理することでその確認は一層容易になると考えられ  
る。購入時に消費期限を台帳に記載する仕組みを構築すべ  
きである。

（3）秋田県芸術文化振興基金

【意見6】基金の適正残高について（57頁・6頁）

当基金は、毎年度20百万円（今後3年間は35百万円）程  
度の取崩しの割には、10億円もの残高の基金を造成して  
いる。これは、毎年度の事業費を20百万円とした場合、50年  
分の事業費に相当する額である。

当基金は、①果実運用型の基金の性格も一定程度併せ持  
っていること、②毎年度必要額を予算要求するのではなく、  
多額の基金を造成しておくことが文化事業を実施する民間  
団体に対する安定確実な事業継続性のアナウンス効果とな  
ること（文化振興事業に係る費用は住民の生活文化向上の  
ための支出であり、もし県の財政状況が厳しくなった場合、  
社会保障等に係る扶助費や教育費よりも予算削減されやす  
い。多額の基金化はこれに対する一定の財源確保策となる。）  
の意義は理解できる。

しかし、近年の取崩し実績が20百万円前後で推移してい  
たことを踏まえると、本来必要とされる金額以上に多額の  
基金を保持していると考えられる。適正な基金の残高水準  
をいくりにするのか、将来の事業量を踏まえた上で検討す  
る必要があると考えられる。

（4）秋田県南部老人福祉総合エリア老人専用マンション  
基金

【意見7】老人専用マンションの今後の運営方針について  
（66頁・6頁）

基金条例では基金の用途は入居一時金の還付だけに特定  
されておらず、入居一時金の還付以外にも老人専用マンシ  
ョンの健全な管理運営のために使用することが可能である。

（対応済み：総合防災課）

これまで使用してきた備蓄物資台帳に消  
費期限を記載する欄を追加した。これによ  
り、各備蓄物資の入った箱に記載された消  
費期限による現物管理と併せて、備蓄物資  
台帳上においても一元的に管理することが  
可能になった。

また、今後新たに備蓄物資を購入する際  
は、備蓄物資台帳に記載した上での管理を  
徹底することとした。

（対応困難：文化振興課）

当基金は、平成8年度の条例設置から3  
年間で、県と民間で約10億4百万円を拠出  
し、平成11年度から基金による支援を開始  
した。当初は、定期預金等の運用益による  
果実運用型であったが、市中金利が下がり  
続け、利息のみでの支援が難しくなったこ  
とから、条例を改正し、平成13年度事業費  
分より基金（原資）の取り崩しを開始した  
ものである。

平成26年度には、新たな助成制度を実施  
するために2億5千万円を積み増しし、毎  
年約1千5百万円の支援額を見込んでい  
る。また、従来分については、直近3カ年  
の平均支援額は約3千5百万円であるもの  
の、県・市連携文化施設の整備期間中にお  
ける発表会等の文化活動に対する助成強化  
等を考えており、今後は支援額の増加が見  
込まれる。

当基金は、民間の資金供与も受け運用開  
始した経緯があるほか、安定的・継続的に  
文化団体の活動を支援する目的があること  
などから、20年程度は支援継続ができると  
見込まれる現在の残高水準は、決して大き  
くないものと考ええる。

（対応中：長寿社会課）

建築後25年が経過した老人専用マンシ  
ョンの「施設のあり方」等を検討していく中  
で、社会情勢の変化に対応した改修や老朽  
化対策等を早急に進めていく必要性も踏ま

しかし、老人専用マンションの管理運営は指定管理者が行っており、指定管理料は基金からではなく一般会計から支出しているため、現在は入居一時金の還付のみに使用されている状況にある。

仮に平成27年7月1日時点ですべての入居者が一斉退去したとしても、必要な還付額は6,116,500円であり、基金残高348,052,350円は入居一時金の還付に必要な額を超えて余りある。そのため、基金の規模と用途が問題となる。

近隣に民間の有料老人ホームが設置されたことを受け、入居者数が下落の一途をたどっている現状を踏まえると、今後の老人専用マンションの運営方針を検討すべき時期にきているといえる。施設のあり方を検討した上で、基金をどのように使用するのかが検討することが必要である。

#### (5) 秋田県社会福祉施設整備基金

【指摘事項2】基金の限度額について (69頁・7頁)

基金の限度額は条例上744,759千円であるが、実際の基金残高は744,859千円であり、条例上の金額を100千円だけ超過していた。

両者の間で、なぜこのような100千円の差額が生じたのかは不明であるが、残存する昭和56年以降の資料等に誤りはないことから、相当以前からの時点で新規貸付又は償還の処理を誤ったことが想定される。条例に合わせて100千円分基金の取崩しを行うか、条例の限度額を100千円引き上げる必要がある。

【意見8】第二種社会福祉事業の一部に係る貸付けが無利子であることについて (70頁・7頁)

貸付条件については、以下のとおりである。

償還期限：貸付金額500万円未満について10年以内

貸付金額500万円以上について15年以内

償還方法：年賦均等償還の方法による

貸付金利：無利子

県が市町村、社会福祉法人、日本赤十字社秋田県支部に対して広く支援する事業であることから、第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業ともに、貸付金利はすべて無利子である。

しかし、第二種社会福祉事業を実施する社会福祉法人に資金を貸し付ける市町村に対するもののうち、保育園・幼保連携型認定こども園分については、県が市町村の施設整備計画を認めなければ貸付けが実行されないとはいえ、市町村は自らの必要性に基づき独自に保育所等を整備設置するものである。

無利子で貸付けを行うことによって県には逸失利益が生じており、市町村には同額の利得機会が生まれていることから、経済性の観点からは必ずしも合理的ではないと考えられるため、他の有利子・無利子の貸付けとの整合性(なぜ市町村事業に係る貸付けを無利子で実施するのか)を整理することが望ましい。

#### (6) 秋田県ひとり親家庭等住宅整備基金

【意見9】基金の設置の意義について (76頁・7頁)

えて、どのように本基金を活用すべきかを検討しており、遅くとも現在の指定管理期間が終了する平成32年度までには方針を決定することとした。

(対応済み：長寿社会課)

基金の現在高が条例の基金額と一致しない状態を是正するため、関係各課との協議の上、条例額を上回る10万円については、27年度中に基金会計から一般会計に繰り入れた。

(対応困難：長寿社会課)

保育園・幼保連携型認定こども園分については、市町村がその整備の必要性を認め、県もその必要性を認めなければ、貸付することはない。

また、これらの施設整備については、待機児童解消に向けて国・県・市町村が最優先で取り組まなければならない事業の一つである。市町村は、保育所の整備を計画し、県及び国がその必要性を認めた場合に、国と市町村が負担割合に応じた補助金を設置主体へ交付することとなっている。

基金の設置目的は、県民のために必要と認められる施設整備を支援することである。県は、基金を財源として必要な資金を市町村に無利子で貸し付け、市町村は同額を施設の設置主体へ無利子で貸し付けている。このため、市町村には利得の機会が生じているとは考えられず、県としても必要な施設の整備を促進する目的に沿った活用がされているので、逸失利益が生じているということもない。

このため、今後もこれまでと同様に無利子で貸付することとする。

(対応中：子育て支援課)

昭和50年に設置された本基金は、県として母子・父子・寡婦に対する福祉の増進を目的に、市町村を通じた貸付制度を創設することとし、その貸付資金として設置されたものである。

ただし、母子・父子・寡婦に対する住宅整備事業は本来市町村が実施すべき事業と考えられ、貸付実績も減少の一途をたどってきており、利用実績の観点からも、制度として維持する必要性は高いとはいえない。

また、制度上の存続意義の観点からも、生活福祉資金は国の補助事業、母子父子寡婦福祉資金は法律に基づいた貸付制度であり、これらを上回る県独自の有利な制度が必要かという観点での議論も必要である。事業として、県が公費を利用して維持すべき融資制度なのかどうかを改めて検討し、その必要性が認められる場合であっても、実績に見合った形でもって基金の縮小を検討すべきである。

#### (7) 秋田県公的医療機関等設備整備基金

【意見10】貸付けに当たっての審査の方法について  
(82頁・8頁)

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則では、貸付けの要件として以下のように定められている。

(貸付けの要件)

第三条 資金の貸付けを受けようとする者は、資金の償還について十分能力を有する者でなければならない。

貸付けに当たっては、第一に償還能力を審査する必要がある。当基金の貸付けの審査に当たっては、予算書、収支決算書、貸付金調書等によって償還能力を判断することになっている。

借入金や現金預金などのストック情報は貸付金調書に記入された残高で確認しているが、これは医療機関自身が記入するものであり、記述の正確性を確認する必要がある。現状、貸借対照表等の決算書や監査報告書などは入手していないが、少なくとも、貸借対照表を作成する法人にはそれを提出させた上で、償還能力を判断することが望まれる。

厚生農業協同組合連合会（JA厚生連）のように一定規模以上で会計監査を受けている法人は、その監査報告書の提出も求めるべきである。

また、貸付けの審査の際にヒアリング調査を行っていない。新規の貸付先などリスクが高いと判断される貸付けについては、ヒアリング調査を実施し、償還能力を審査することが望まれる。

【意見11】連帯保証人及び物的担保について (82頁・8頁)

ひとり親家庭は、ふたり親家庭と比較したとき、貧困率が3倍以上と非常に高く、その生活の安定と向上を図ることは、県の重要施策となっている。このため、平成26年度に「秋田県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、母子・父子世帯と、未就業者の多い寡婦世帯について、重点的な支援を進めていくことにしており、秋田県ひとり親家庭等住宅整備基金もその中に掲げられた施策の一つである。

同基金は、昭和50年度に5千万円の積立額で開始し、昭和58年度には5億円を超える額で運用していたが、昭和59年度に貸付額が償還額を下回ったため、その後は、年度中の償還額から、当該年度の貸付に必要な額を除いた額を一般会計に繰り出すことにより、平成27年度末の基金残高は、1億円程度にまで縮小している。

同基金は、件数は多くないが、毎年利用実績があり、同種の事業が他に無いことから、今後も継続を考えているが、基金の縮小については、利用実績を勘案しながら、こうした処理を継続しつつ、順次進めていく。

(対応済み：医務薬事課)

借入時の償還能力に関する審査については、今年度より決算書及び監査報告書等をもって判断している。

また、新規の貸付先については、ヒアリング調査等を実施し、償還能力を審査する。

(対応予定：医務薬事課)

連帯保証人及び物的担保に関して、平成12年度の包括外部監査報告書で指摘されている。その措置状況が平成19年度の包括外部監査報告書に以下のとおり記載されている。

【平成12年度の指摘・意見に対する平成19年度における措置状況（抜粋）】

平成12年度指摘事項	平成13年度の措置	現在（平成19年度）の状況及び意見
<b>2. 債権保全手続の方法について</b>		
ア 連帯保証人の保証能力を検討する手続を加える必要がある。	検討します。	新規貸付先について連帯保証人を1名から2名にしたが、保証能力を検討する手続は追加されなかった。 【監査の意見】保証人の保証能力確認の表証が困難なため、手続の追加が難しいということだが、今後もその代替手段を検討すべきである。（現在、借入人の財務諸表の確認を行っている。）
ウ 何らかの物的担保を徴することを検討する必要がある。	検討します。	物的担保については困難との判断から実施されていない。 【監査の意見】同基金により取得した資産を担保に徴するなど、引続き検討することが望まれる。

これらの平成26年度における措置状況に関して検討を行った。

まず、「ア 連帯保証人の保証能力を検討する手続を加える必要がある。」という点は現在も措置されていない。そのため、連帯保証人の保証能力の確認方法に関して引き続き検討することが望まれる。

一方、「ウ 何らかの物的担保を徴することを検討する必要がある。」という点も、平成26年度において措置されていない。医務薬事課に確認したところ、検討の結果、同基金による貸付けは秋田県医療保健福祉計画の主要な施策として位置付けられており、物的担保を徴することを要件とすることで結果的に県の事業の実施に支障をきたす懸念が生じるため、物的担保の徴収までは困難との結論であった。結論には一定の合理性が認められるものとする。

【意見12】貸付中の財務状況の確認について（83頁・9頁）

現状、貸付け時には審査が実施されているが、貸付中の期間においては貸付先の財務状況を確認していない。貸付期間は7年と長期にわたるため、その間に貸付先の財務状況が悪化することは十分に考えられる。そのため財務状況を把握していないと債権保全の手続に遅延が生じる可能性があり、結果的に債権回収ができなくなるおそれがある。実際に延滞債権が発生していることも踏まえると、財務状況の確認（モニタリング）は貸付期間中も継続して実施することが望まれる。

このようなモニタリングを実施し、財政状況悪化の情報をいち早く入手したとしても、県が民間金融機関より先に資金を回収することは実務上は難しいとも考えられる。しかしそれをもって貸付期間中の財務状況の確認を実施しな

連帯保証人の保証能力を検討する手続さについては、現在も措置されていないため、他の貸付事業との調整を図りながら事業目的に則した対応を平成29年3月31日まで検討していく。

また、同基金による貸付けは秋田県医療保健福祉計画の主要な施策として位置付けられており、物的担保を徴することを要件とすることで結果的に県の事業の実施に支障をきたす懸念が生じるため、物的担保の徴収までは困難であるとする。

（対応済み：医務薬事課）

現在貸付を行っている医療施設に対し、平成28年度から償還の時期にあわせて、財務状況が確認出来る書類の提出を求め、引き続き適切な債権管理に努めることとした。

くて良いという論拠にはならない。確実な債権回収のために、継続して財務状況を把握する必要がある。

(8) 秋田県林業開発基金

【意見13】 将来の貸付金の回収見込みについて  
(98頁・10頁)

林業開発基金は、林業公社の財政運営における収支不足(収支赤字)を補填する目的で支出するものであり、いわゆる運転資金の融資である。したがって、将来返済されることを前提とする。

貸付金が回収されないことは基金を毀損することであるため、回収リスクを検討した。

この点、林業公社の第9次長期経営計画における長期収支見込みは71億円のプラスとなっているが、多分に不確実性を伴う内容となっており、貸付期間が45年から50年の長期に及んでいることから、当基金からの貸付金には回収リスクがあるものと考えられる。

林業公社の経営リスクは、県直営で実施した場合の事業リスクと変わらないため、長期収支見通しのおりに事業が進まなければ、貸付債権はいずれ不良債権となり、基金を毀損させる懸念を抱えている。

第三セクター等の経営に関する調査特別委員会の委員会調査報告書でも指摘されているとおり、高金利債務の解消等を引き続き図ることはもちろんのこと、長期収支見通しとの乖離状況を常にフォローアップし、法人形態の見直しと併せて、長期的な観点から基金のあり方を検討すべきである。

【意見14】 分収契約期間と貸付期間との不一致について  
(98頁・11頁)

この貸付金は、基本的に主伐により投下資本が回収される。

現在、長期伐期施業への転換により、分収契約期間が当初の50年から80年へと延長する契約変更を行い、主伐の時期が先送りになっている。それにもかかわらず、貸付金の償還の据置期間は当初の契約の45年～50年のままとまっている(据置期間後に一括返済)。

伐期の延長に合わせて、貸付金償還の据置期間を延長する必要がある。現在のまま貸付金の償還期限を迎えると、当然、その時点で林業公社には返済余力はないため、不良債権化する。その場合、それを避けるために償還資金の融資(いわゆる折り返し融資)をすることになるであろう。

【意見15】 貸付限度額の設定について (98頁・11頁)

当基金による貸付けは、林業公社の収支不足に充てるための運転資金であり、しかも、林業公社の経営に配慮して無利子で融資しており、林業公社にとっては非常にメリットのある資金である。

本来、県の事業として実施してもおかしくない事業であるため、無利子で融資すること自体は特段問題視しない。

しかし、一般的に、資金を無利子で貸し付けることは、貸付先に経営改善のモチベーションが起これにくく、また、資金の効率使用というガバナンスの観点からも望ましくな

(対応中：林業木材産業課)

県議会の「第三セクター等の経営に関する調査特別委員会」、外部有識者による「秋田県林業公社のあり方検討委員会」の提言等において、

- ・当面は林業公社を存続させることが妥当
- ・ただし、今後のリスク変化によっては、林業公社を解散して県が事業主体となるのが適当との判断もあり得る
- ・そのため、今後も定期的な検証と経営改善のための各種見直し等を行うことが必要

とされていることから、毎年度、林業公社の長期収支見通しについて、木材価格の変動や公社経営に関係する国の制度変更等を反映させた見直しを行っており、これらを踏まえながら、基金のあり方を検討していく。

(検討中：林業木材産業課)

林業公社では、平成29年度までに全ての分収契約を変更することを目標に、土地所有者と交渉に取り組んでいる。

現在、変更契約の進捗状況が一定程度見通すことができつつあることから、貸付金償還の据置期間延長については、平成29年度までに方向性を決める。

(対応済み：林業木材産業課)

県では、5カ年計画(アクションプラン)における計画額を貸付限度額とした上で、事業の効率化等、経営改善の実施状況を都度精査し、毎年度の貸付額を決めている。

い。

したがって、基金（＝融資額）に上限額を設定することで累積収支不足の拡大に一定の歯止めをかけることを検討すべきである。上限額に達した場合にはまたその時点で適切な融資限度額を検討する。この点、林業木材産業課の説明によると、現時点における貸付額は、平成29年度までの5ヵ年計画（アクションプラン）の中で計画値として策定されており、事実上これが上限になるとのことである。しかし、当初想定していた収支見込みが改善しない場合、次期のアクションプランにて計画値の修正を図ることは十分に考えられる。

#### （9）秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金

##### 【意見16】基金の活用について（102頁・11頁）

当基金は平成21年度以降活用されていない。預託残高は185万円（平成26年度末）であり、それらも平成27年度末には全額償還予定である。

県では、平成27年度中に金利を引き下げる等の貸付制度の見直しを含めて有効な活用方法を検討することであり、その結果にもよるが、有効な活用方法が出てこない場合には、基金の縮小・廃止も視野に入れ、基金のあり方を検討すべきである。

#### （10）秋田県土地開発基金

##### 【意見17】土地開発公社への貸付金の回収について（109頁・12頁）

現在の貸付金残高13,962千円は、土地開発公社が県の事業課との協定に基づき都市計画道路である大浜上新城線用地を先行取得するために融資したものである。現在のところ、当該計画はあまり進んでおらず、県の再取得に至っていない。

土地開発公社の借金（＝基金の貸付金）は県の再取得以外には償還原資は無いため、貸付金の回収は、県の意思ひとつで実行可能である。現在のところ同路線は事業化がなされていないため、協定変更により引渡期間を延長しているということであるが、公社からは早期買取りを求められていることもあり、速やかな再取得が求められる。

そもそも土地の取得資金は基金から土地開発公社に既に渡っており、県は追加的に再取得資金を用意する必要がない。基金を取り崩して一般会計繰入を行い、これによって県が同用地を買い取ることによって、基金の貸付金の回収を図ることも可能であるため、検討すべきである。

#### （11）秋田県美術品取得基金

##### 【意見18】秋田県近代美術館の常設展料金について（114頁・12頁）

美術館の修繕費等の運営費用も当基金により賄うことができる運用となっているが、本来、美術館の運営費用は、使用料を徴収することでその一部を受益者負担に求めるべきである。

この点、秋田県立近代美術館の常設展の入場料は無料であり、その運営は全額公費でなされている。

しかし、秋田県立近代美術館が入っている秋田県ふるさ

（対応中：産業政策課）

平成27年度に制度設計の見直しを行った結果、平成28年4月から貸付利率を0.3%引き下げ1.5%で適用開始し、県内5カ所での企業支援施策説明会や、金融機関等を通じた貸付制度の周知PRに努めている。

今後は資金需要の状況を踏まえ、将来の新規事業創設も視野に、基金の有効活用について引き続き検討していく。

（検討中：財産活用課）

土地開発公社への貸付が長期になっており、公社から早期買取りを求められているが、事業化が見えない中、土地開発基金を活用して用地を再取得することについて、関係部局と協議中であり、課題の整理に時間を要している。

このため、対応方針の決定には至っておらず、今後とも引き続き協議を行うこととしている。

（対応困難：生涯学習課）

近代美術館の常設展は、8か月余りの試行期間を経て平成21年度から無料化しているが、これは入館者数の減少を受けた入館者アップ戦略の1つとして政策的に実施したものである。

実施後8年目となるが、魅力ある特別展の開催に努めてきたことと相まって、平成21年度から平成27年度までの入館者数は、

と村は、秋田県ふるさと村条例第1条により、文化継承・文化創造に関する施設であるとともに、観光施設にも位置付けられている。観光施設の要素が入っているのであれば、なおさらのこと、受益者負担の考え方に照らして入場料金を徴収すべきであると考えられる。

なお、秋田県立美術館は有料である。東北地方の他県の状況を見ても、県立美術館で常設展を無料としている県はない。

【意見19】基金の必要残高の見直しについて(114頁・13頁)

美術品の取得は当分の間予定されておらず、約5億円の基金の使い途が明確でない。美術品を機動的に収集・取得するという当初の役割は果たしたものと考えられ、基金の設置目的に照らして、必要な残高水準を見積もり、不要と見込まれた部分について、基金の縮小を検討すべきである。

【意見20】美術品取得基金の設置目的について(115頁・13頁)

美術品取得基金の設置目的は、条例において「美術品を円滑かつ効率的に取得し、及び適切に管理し、もつて県民の文化の向上に資するため、秋田県美術品取得基金を設置する」とされている。このうち、「適切に管理」という文言が、美術品の管理を指すのか、美術館の維持管理を含むものなのかについて実際の運用を質問したところ、美術品をよりよい環境で保存するための光熱費、燻蒸費や美術品の修復費用等の他に、秋田県立近代美術館の修繕費にも充てることができる運用になっているとのことであった。なお、この運用はマニュアルや要綱で明文化されているものではなかった。

条例上は「美術品を(中略)適切に管理し」とあるため、美術館の修繕に当該基金を使用することは、目的の範囲を超えた支出となっていた可能性がある。当該支出をする際には、それが目的の範囲に含まれることをなんらか明らかにしておく必要があったと考えられる。

なお、美術館の修繕はある程度計画的に支出できるものと考えられ、美術品取得のような機動性は求められない。他の建物等の修繕と同様に年度の予算措置を経て支出すればよく、基金として保有しておく必要性が乏しいため、本来であれば基金の使用目的に含めるべきではないものと考えられる。

したがって、美術品取得基金の充当の範囲に美術館の維持修繕を含めるべきか否かを、基金の目的に沿って整理し、その取扱いを明文化しておく必要がある。

年度平均で見れば、10万人を超えており、入館者アップ戦略は功を奏したと考えている。

この常設展の無料化は、近代美術館がその敷地内にあり観光施設にも位置づけられている秋田県ふるさと村が平成11年度に入村料を無料化し入館者が大幅に増えたことを踏まえて行われたものである。

近代美術館としては、今後も秋田県ふるさと村と足並みを合わせて、広く本県ゆかりの美術作品を紹介していく必要があることから、常設展を有料化することは困難と考える。

(対応困難：生涯学習課)

美術品取得基金による美術品の購入は、平成23年度以後行っていなかったが、先頃、本県出身の作家の作品で購入したい物件が出てきている。今後も、本県ゆかりの作品など収集方針に合致する作品が出てきた場合には、購入を検討していきたい。

美術品は高額なものもあり、5億円という基金規模が大きいとは言えないことから、基金の縮小を検討すべき状況ではないと考える。

(検討中：生涯学習課)

平成16年度に美術品取得基金条例の設置目的を一部改正して以降、平成23年度まで基金を美術館の管理運営費に充てていたが、その後は、基金の使途を美術品の購入及び美術品の修復に限る取り扱いとしている。

この取り扱いについて、今年度中に要綱等において明文化する方向で検討したい。

【意見21】美術品の「物品」への移管について  
(115頁・13頁)

美術品取得基金は預金と美術品で構成されているため、美術品取得基金の残高は美術品の購買余力を反映していない。

また、基金で保有する美術品は、展示を目的としており売却等は想定していない。そのため、本来であれば地方自治法第239条に定められている「物品」に該当するものである。

したがって、美術品取得基金で保有する美術品を「物品」に移管し、今後は基金を預金のみで保有すべきである。

(対応済み：生涯学習課)

美術品取得基金に属する美術品については、平成28年8月1日に「物品」に移管し、現在、同基金は現金（預金）のみで構成されている。